

第25期 第7回総会

別海町農業委員会議事録

(令和5年12月25日)

○開催日時 令和5年12月25日(月)
午前10時00分から午前11時30分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について |

○出席委員（26名）

会 長 27番 信 夫 重 勝
会 長 代 理 26番 加 藤 真 純

1番	羽 石 健 一	2番	加 藤 祐 介
3番	芳 賀 均	4番	阿 部 浩
5番	石 森 裕 治	6番	阿 石 毛 剛
7番	押 田 賢 二	8番	山 田 良 雄
9番	木 幡 誠	10番	佐々木 實
11番	竹 花 智 子	12番	猿 谷 忠 義
13番	畠 山 友 子	14番	市 川 義 晴
15番	藤 田 浩 夫	16番	石 田 昌 樹
17番	及 川 哲 春	18番	小 島 敏 明
19番	芥 藤 一 吉	20番	岸 本 正 千
21番	伊 藤 英 夫	22番	豊 島 敏 秋
23番	目 黒 一 夫	25番	大 内 光

○欠席委員（1名）

24番 岡 崎 知 暢

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川 畑 智 明
総務担当 主幹	大 山 晋 作
農地調整担当 主査	志 渡 正 勝
農地調整担当 主任	川 原 浩 貴
農地調整担当 主事	加 藤 智 也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

11番 竹 花 智 子 12番 猿 谷 忠 義

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席1.1番 竹 花 智 子 ⑩

議席1.2番 猿 谷 忠 義 ⑩

円。

次号から第23号までの農地所有者及びのあっせん結果につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第7号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第8号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第9号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第10号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第11号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第12号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - 外筆、計[] m^2 。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第13号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第14号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第15号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第16号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第17号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第18号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第19号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第20号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第21号、あっせん候補者、[]の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第22号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—[]、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第23号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]—外筆、計[]m²。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員

の説明を求めます。1号から8号につきましては7番押田委員、9号から16号につきましては15番藤田委員、17号から19号につきましては18番小島委員、20号から22号につきましては25番大内委員、23号につきましては1番羽石委員。

それでは、1号から8号につきまして7番押田委員お願いいたします。

○7番 押田委員

はい、説明します。1号から5号については、[]さんの土地になります。この5件で分けまして、5年後の買取りを目指し北海道農業公社からの賃貸になります。6号から8号は[]さんの土地になります。こちらも3件で分け、5年後の買取りを目指し北海道農業公社からの賃貸を受けることになります。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号から16号につきまして15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。9号から11号までは[]さんの土地で、12号から16号までは[]さんの土地になっております。それぞれ北海道農業公社から借入れで5年後の取得を目指すものですので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして17号から19号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。この土地は、[]さん、[]さん親子の土地で、北海道農業公社が買い上げ後、5年後に[]さん、[]さん、[]さんが取得予定です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、20号から22号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、20号から22号は[]さん、[]さんの土地であります。それぞれ近隣に農地を所有していきまして、5年後の買取りを目指して頑張っています。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、23号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。ここは、[]さんの畑で、[]さんの後に新規就農として[]さんが入植され、5年後の買取りを目指していますので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。なお、4号につきましては 番 委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(信夫会長)

日程第2 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(川原主任)

報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年度及び令和5年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和5年11月14日と令和5年12月11日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、 番地の 、 。土地の所有者、 番地の 、 。砂計画高、1万84m³に対し出来高、6,277m³。事業完了年月日、令和5年11月20日。

第2号、申請者、 番地、 。土地の所有者、 番地の 、 。砂計画高、4,132m³に対し出来高、4,132m³。事業完了年月日、令和5年11月14日。

第3号、申請者、 番 、 。土地の所有者、 番地の 、

。砂計画高、1万1,391 m³に対し出来高、7,000 m³。事業完了年月日、令和5年11月30日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては3番芳賀委員、2号及び3号につきましては25番大内委員。

それでは、1号につきましては3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、この場所は継続案件で、先月に完了として現場を見てきましたが、時期的に播種はされていませんが綺麗に整地され、表土も用意されていました。問題ないと思って確認してまいりました。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきましては25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、12月11日に現地を見てまいりました。両方とも長年に渡り採取されているところで、整地はきちんとされていました。完了してから蒔くんであろうということで、種はまだ蒔かれておりませんでした。良好であると見てまいりました。以上です。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

21番伊藤委員。

○21番 伊藤委員

はい、1号の現地調査日は11月14日ではなく、12月14日です。いいんですよね。事業完了前の日にちでいいのかなど。

○事務局（川原主任）

1号の現地調査日でしたが、先月総会で継続の案件があり、その時にあわせて現地調査を行ったという経緯があるんですが、11月14日の調査時には工事が終わって現地も平らになっており完了していることは確認しています。その後、 さんからの書類等の提出があったのが11月20日ということですので、特段問題はないと判断しています。

○21番 伊藤委員

わかりました。

○議長（信夫会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございません。

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は13件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 議案第1号

○議長(信夫会長)

日程第4 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[] - [] 外筆、計 [] m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和2年5月26日から令和12年5月25日まで。合意解約成立の日、令和5年11月28日。土地の引渡しの時期、令和5年11月28日。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[] - [] 外筆、計 [] m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、平成29年4月28日から令和6年4月27日まで。合意解約成立の日、令和5年12月7日。土地の引渡しの時期、令和5年12月7日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

人は、経営規模拡大のため使用貸借を受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]- []外筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、母の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]- []、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきましては21番伊藤委員、3号及び4号につきましては1番羽石委員、5号につきましては4番阿部委員、6号及び7号につきましては20番岸本委員。

それでは、1号及び2号につきましては21番伊藤委員お願いします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。1号、2号それぞれ[]さん、[]さんの農地を、法人設立に伴う使用貸借案件で[]の代表である長男の[]さんに対する案件です。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号及び4号につきましては1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。3号ですが、[]さんから長男である[]くんへ経営移譲する案件です。[]くんも頑張っておられますので、よろしくをお願いします。4号は[]さんから長男である[]くんへ経営移譲する案件です。[]くんも頑張っておられますので、よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきましては4番阿部委員お願いします。

○4番 阿部委員

はい、御説明いたします。父の[]さんから息子の[]さんが代表の法人へ40年間の使用貸借により貸し付けるものです。経営している土地は立地が悪いところですが、苦勞しながらも堅実な経営を行っています。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び7号につきまして20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。[]さん、[]さんの後継者である[]さんが、令和6年1月1日付けで経営移譲することに伴う農地の使用貸借ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第3号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第3号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は所有権の移転が8件、利用権の設定が26件、利用権の移転が1件となっております。

所有権の移転です。

第1号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
[]一外[]筆、計[]㎡。所有権を移転する者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年12月26日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和6年2月28日。引渡

しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第5号までの所有権の移転をする者、所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第3号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び農業用施設用地として利用。対価、[] 円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[] 円。

第5号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[] 円。

第6号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権を移転する者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、同上。対価、[] 円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、令和6年3月31日。引渡しの日、同上。当事者間の法律関係、同上。調整委員、石田委員、小島委員。

第7号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権を移転する者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、利用目的、同上。所有権の移転時期、同上。対価、[] 円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、同上。引渡しの日、同上。当事者間の法律関係、同上。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

第8号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。所有権を移転する者、[]番地の[]、[]。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、同上。対価、[] 円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、同上。引渡しの日、同上。当事者間の法

律関係、同上。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

続いて利用権の設定です。

第1号から第23号までは報告第1号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和5年12月26日。終期、令和10年10月31日。借賃、年額 [] 円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第23号までの利用権の種類、内容、始期、終期、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、借賃、年額 [] 円。

第3号、借賃、年額 [] 円。

第4号、借賃、年額 [] 円。

第5号、借賃、年額 [] 円。

第6号、借賃、年額 [] 円。

第7号、借賃、年額 [] 円。

第8号、借賃、年額 [] 円。

第9号、借賃、年額 [] 円。

第10号、借賃、年額 [] 円。

第11号、借賃、年額 [] 円。

第12号、借賃、年額 [] 円。

第13号、借賃、年額 [] 円。

第14号、借賃、年額 [] 円。

第15号、借賃、年額 [] 円。

第16号、借賃、年額 [] 円。

第17号、借賃、年額 [] 円。

第18号、借賃、年額 [] 円。

第19号、借賃、年額 [] 円。

第20号、借賃、年額 [] 円。

第21号、借賃、年額 [] 円。

第22号、借賃、年額 [] 円。

第23号、借賃、年額 [] 円。

第24号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 []

[]。利用権を設定する土地、 [] ー [] 外 筆、計 []
[] m²。利用権を設定する者、 [] 番地の []、 []。

設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和5年12月26日。終期、令和12年5月25日。借賃、年額 [] 円。借賃の支払い方法、毎年11月末日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、藤田委員、斉藤委員。

第25号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 []

。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権を設定する者、 番地の 、 。設定する利用権、利用権の種類、同上。内容、同上。始期、同上。終期、令和15年12月25日。借賃、年額 円。借賃の支払い方法、同上。当事者間の法律関係、同上。調整委員、石田委員、山田委員。

第26号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権を設定する者、 丁目 番地、 。設定する利用権、利用権の種類、同上。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和6年2月1日。終期、令和11年1月31日。借賃、年額 円。借賃の支払い方法、毎年12月25日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、同上。調整委員、佐々木委員、市川委員。

続いて利用権の移転です。

第1号、利用権の設定を受ける者、移転前、 番地の 、 。移転後、 番地の 、 。利用権を移転する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の移転をする土地の所有者、 番地の 、 。移転する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和4年6月23日。終期、令和14年6月22日。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、毎年11月末日までに指定口座に振り込むものとする。利用権移転の時期、令和5年12月26日。調整委員、石田委員、小島委員。

本件につきましては、 さんが法人設立したことに伴い、利用権を移転するものであります。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から5号につきましては公社の買戻し案件、利用権の設定の1号から23号につきましては報告第1号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の4号につきましては 番 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権設定の4号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、利用権の設定の4号につきまして、原案のとおり決定します。

ここで、番委員に対する議事参与制限を解除します。

(番委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。

続きまして、利用権の設定の25号につきましては番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

(番委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

それでは、利用権の設定の25号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。16番石田委員お願いします。

○16番 石田委員

はい、御説明いたします。本案は、さんから借地の新規設定をしたいとの申し出あり、11月6日に対象草地の現地査定を行いました。11月10日に地元会館で調整会議を行った結果、草地が隣接するさんが借りる運びとなりました。よろしくお願いします。

○議長(信夫会長)

利用権の設定の25号の委員説明が終わりました。それでは、利用権の設定の25号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、利用権の設定の25号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、利用権の設定の25号につきまして、原案のとおり決定します。

ここで、番委員に対する議事参与制限を解除します。

(番委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。

それでは、議事参与制限案件以外の案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の6号につきましては16番石田委員、7号につきましては3番芳賀委員、8号につきましては6番石毛委員。利用権の設定の24号につきましては15番藤田委員、26号につきましては10番佐々木委員。利用権の移転の1号につきましては16番石田委員。

それでは、所有権の移転の6号につきまして16番石田委員お願いします。

○16番 石田委員

はい、御説明いたします。本案は、[]さんから経営地の一部を処分したいとの申し出があり、11月6日に対象草地の現地査定を行いました。11月10日に地元会館で調整会議を行った結果、草地が隣接する[]さんに売買する運びとなりました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の7号につきまして3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、[]さんから[]への所有権の移転ですが、現場は川と防風林に挟まれた二町半ほどの畑で通路も狭いとのことから、今回長男の法人設立に併せて、隣接する[]さんへ買い取ってもらうことで話がつかまりました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の8号につきまして6番石毛委員お願いします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。[]さんですが、前の日まで元気で一緒に働いていたお父さんが今年急に亡くなるということがありまして、現在、頭数を少し減らして営農しております。それに伴って土地を少し売りたいということで、隣接しています[]が取得する運びとなっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の24号につきまして15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、先ほど議案第1号で解約されました[]さんの土地で、長年[]さんが使用していましたが、今回解約となったことから、隣接する[]さんに賃貸することで調整しました。なお、賃貸料は[]円ほど安くなっていますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の26号につきまして10番佐々木委員お願いします。

○10番 佐々木委員

はい、この案件は ■■■さんと ■■■さんの賃貸で、そのまま継続ということで調整ができましたので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の移転の1号につきまして16番石田委員お願いします。

○16番 石田委員

はい、御説明いたします。本案は、■■■さんが法人を設立したことに伴い、■■■さんが■■■さん個人に賃貸していた土地を法人である■■■へ権利を移転するものです。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第3号の議事参与制限案件以外の案件の委員説明が終わりました。それでは、議案第3号の議事参与制限案件以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第3号の議事参与制限案件以外の案件につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の議事参与制限案件以外の案件につきまして、原案のとおり決定します。

◎日程第7 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の内容説明をいたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、次のとおり決議する。

この決議の経緯につきましては、令和元年10月、他県の2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いで逮捕された事件があり、これを受けて、同年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されております。

また、本年12月4日に標津町で開催されました地区別農業委員等研修会の中でも各農業委員会において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年1回以上、農業委員会総会等において法令順守の申し合わせ決議の実施について、依頼があったところです。

それでは、決議文を読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年12月25日、別海町農業委員会。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては決議に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり決議することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第7回総会を閉会します。